

町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、令和3年度の職員の給与等の状況をお知らせします。

なお、一部の項目については、令和4年4月1日現在の状況です。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況

区分	採用	離職			離職計
		定年	自己都合 その他	免職	
一般行政職	2人	—	2人	—	2人
技能労務職	—	—	—	—	—
医療職	—	—	—	—	—
計	2人	—	2人	—	2人

②職員数の状況（各年度4月1日）

区分	3年度	4年度	対前年比増減数
一般会計	55人	58人	3人
特別会計	6人	6人	0人
計	61人	64人	3人

注) 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

3. 人件費等の状況

①人件費の状況（全会計決算見込）

区分	人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B (人件費率B/A)
3年度	1,873人	3,995,490千円	149,268千円	658,780千円 (16.5%)
2年度	1,916人	3,733,917千円	82,670千円	658,550千円 (17.6%)

注1) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。（特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。）

注2) 人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているものです。

注3) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

②一般行政職平均給料等

区分	令和3年	令和4年
平均給料月額	322,300円	315,197円
平均年齢	44歳1月	43歳7月

注) 各年4月1日現在

③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	61人	240,533千円	33,835千円	92,821千円	367,189千円	6,019千円
2年度	62人	240,132千円	33,176千円	94,395千円	367,703千円	5,931千円

④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区分	初任給	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
4年度 一般行政職	大学卒	182,200円	260,950円	322,200円
	高校卒	150,600円	対象者なし	313,250円
3年度 一般行政職	大学卒	182,200円	261,600円	314,400円
	高校卒	150,600円	対象者なし	335,800円

⑤職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

手当名	内容
扶養手当 (月額)	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算 ④父母等 6,500円
住居手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給
特殊勤務手当	ポイラー等管理手当(10月～4月まで月額支給) 4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給

手当名	内 容				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり）23,360円 ②世帯主（扶養親族なし）13,060円 ③世帯主以外 8,800円				
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備考 ※職階の区分に応じて加算措置有 国の基準4.3月分 加算措置 有
	6月期	1.2月分	0.95月分	2.15月分	
	12月期	1.2月分	0.95月分	2.15月分	
	合計	2.4月分	1.9月分	4.3月分	
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
	定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

⑥特別職の給料等（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
町長	650,000円	6月期 2.15月分	加算措置 ：有
副町長	560,000円	12月期 2.15月分	
教育長	530,000円	合計 4.3月分	

⑦議会議員の報酬等（令和4年4月1日現在）

区分	報酬月額	期末手当
議長	260,000円	6月期 1.9月分
副議長	200,000円	12月期 1.9月分
常任委員長	180,000円	合計 3.8月分
議員	170,000円	加算措置：有

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和4年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況

（令和3年1月～12月）

全対象職員数A	総取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
54人	360.8日	6.7日

③病気休暇の取得状況

（令和3年1月～12月）

取得職員数A	取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
3人	74日	25日

5. 職員の休業に関する状況

区分	人数
育児休業	—
部分休業	—
育児短時間勤務	—

6. 分限及び懲戒処分の状況

①分限処分

区分	休職	降任	免職
人数	1	—	—

②懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	—	—	—	—

7. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため、「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

①職員健康診査受診者数 49名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

●北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職した時の年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業

●北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	令和3年度実績 176千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

③職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分についての不服申立を行うことが出来ます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和3年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

10. 研修の状況

研修内容	受講者数
職場内一般研修	25人
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	3人
職場外一般研修（初級研修）	2人
職場外専門研修（実務研修）	2人
職場外専門研修（その他）	10人

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれています。

まちの日記帳



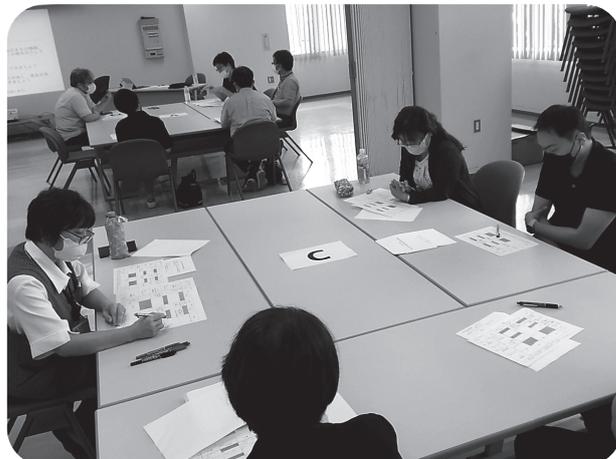
子どもたちの明るい未来のために！ 「障がい児等支援連携研修」

7/29

発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の推進と医療、保育、教育などの関係者間の円滑な連携を図ることを目的とした「障がい児等支援連携体制整備連携推進研修」が総合文化センターで行われ、役場関係職員や町内小中学校教職員が参加しました。

当日は、北海道発達障害者支援センターあおいそらセンター長の片山 智博氏を講師に迎え、講話や参加者によるグループワークが行われました。

参加者からは「子どもたちの未来を考える良い機会となりました。」という声が聞かれました。



たんざく 短冊に願いを込めて 「保育所で七夕まつり」

8/3

8/5

七夕まつりがびくに保育所・みなと保育所で行われました。

園児たちが画用紙で作った七夕飾りには「保育士さんになりたい」、「警察官になりたい」など、思い思いの願い事が書かれた短冊が結ばれました。

ヨーヨー釣りや輪投げ、くじ引きなどの縁日を楽しみ、大はしゃぎする園児の姿が見られ、楽しい夏の思い出となりました。



北しりべしの魅力を発信！ 「大ほっかいどう祭」

8/6

8/7

8月6日・7日の2日間にわたり、札幌ドームで開催された「大ほっかいどう祭」に北後志5町村で構成される北後志観光連絡協議会が参加し、各町村の特産品の販売やPR活動を行いました。

積丹町からは（一社）積丹観光協会職員が参加して、珍味や積丹GINなどの販売を行い、会場は特産品を買い求める来場者で大変な盛り上がりでした。

こうしたPR活動が実を結び、積丹町へ多くの観光客が訪れることを期待しています。



余市警察署通信



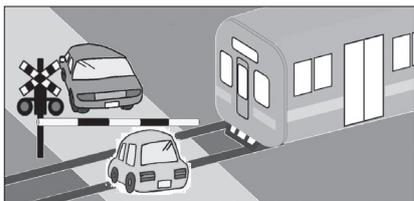
～車で踏切を渡る時の注意点～

踏切の向こう側に自分の車が停車できるスペースがあるか確認してから渡りましょう。

「前の車が進むから自分は渡れる」と思い込んで、踏切を渡るのは危険です。

- ①踏切内で遮断機が下りて来る
- ②自分は取り残されて動けないなどが起こります。

踏切では一旦停車し、窓を開けて安全確認をしてから渡りましょう。



◆ヒグマとの遭遇を防ぐために◆

■複数で行動し、クマ鈴やラジオの音で人の存在を知らせましょう。

■ヒグマの出没情報等に気を付けましょう。

■残飯などの味を覚えると繰り返し出没するようになります。処理に注意しましょう。

■フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

■ヒグマに遭遇した場合は、慌てず騒がず、持ち物の回収はせず、静かに立ち去りましょう。



【問合わせ先】余市警察署 TEL0135-22-0110

小樽海上保安部便り No.28

海の「もしも」は118番

～自船の安全確保3カ条～



次の3つの事項を実践して、自船の安全を確保しましょう！

- その1 発航前、機関や燃料等の点検の実施
- その2 航行時、常時見張りの徹底
- その3 故障時に備え、救助支援者の確保

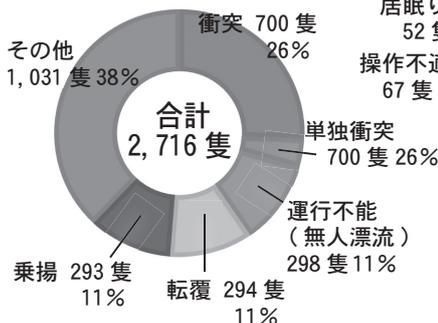
発航前・・・船体とエンジン周り、燃料の量、バッテリーの状態を点検するとともに、最新の気象情報等を入手しましょう！

航行時・・・他の船舶の動向や浅瀬・定置網など周囲の水域の状況を継続して把握する必要があることから、常時適切な見張りを実施しましょう！

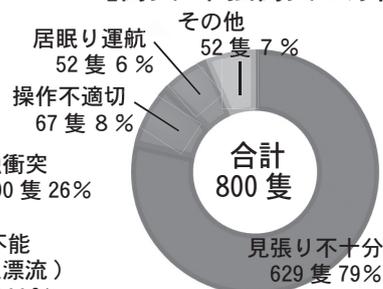
故障時に備え・・・事故で最も多いのが機関故障！発航する際は、万が一の機関故障の発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による救助体制をあらかじめ確保しておきましょう！

漁船の事故（過去5年の累計H28～R2）

【事故の種類】



【衝突・単独衝突の原因】



小樽海上保安部

〒047-0007 北海道小樽市港町5番2号
0134-23-0481

今月の納期

- 国民健康保険税 第3期
- 介護保険料 第3期
- 後期高齢者医療保険料 第3期

納期限 9月26日(月)

- 固定資産税 第3期
- 上下水道使用料金 8月分
- 住宅使用料 9月分

納期限 9月30日(金)

(注)口座振替をご利用の方は、9月26日(月)に引落としになりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

【問合わせ先】
役場税務課 TEL44 - 3384